

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和4年9月15日(木)

午後2時20分開会、午後3時15分閉会

場 所 第4委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 保健福祉部関係
 - (2) その他
 - 4 閉 会

出席委員(8名)

委員長	下村	壽郎
副委員長	奥谷	崇
委 員	田子	優奈
委 員	目黒	英一
委 員	矢口	勝雄
委 員	塚原	圭二
委 員	鈴木	一彦
委 員	福田	一夫

欠席委員(なし)

説明のため出席した者(4名)

保健福祉部長	塚本	哲生
高齢福祉課長	塚本	浩幸
国保年金課長	刈山	和幸
健康増進課長	水田	和広

事務局職員出席者

傍聴者（なし）

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。資料は、文教厚生委員会、令和4年、9月15日開催をお願いいたします。はじめに、保健福祉部長からお願いいたします。

○**塚本保健福祉部長** お疲れのところ、お集まりいただきありがとうございます。臨時で文教厚生委員会を開いていただいた理由を少々お話しますと、健康増進課はワクチンの関係が国も急遽、オミクロン株対応のワクチンを急ぎ打つということで、話がありましたので、その内容を来週の委員会を待たずに、今日御説明をさせていただいて、明日の金曜日にプレスリリース等々をしていこうと思っております。安藤市長にもまだ話をしていない案件でして、この後しますので、皆さんのほうが先にお知りになります。あと2点につきましては、高齢福祉課、国保年金課のそれぞれで、本市が間違っただけではないのですがミスがございまして、プレスリリースを高齢福祉課はしていくと。これも、明日していくということでございます。また、国保年金課については、後期高齢者の保険証、これが広域連合のミスで、13日に発送が始まっていますので、お届けになった高齢者の方もいるのですが、その内容に不備がありますので、所管委員会の皆さんに事前に知っていただきたいと。そういう案件で、急遽臨時の委員会を開いていただきました。

○**下村委員長** 新型コロナワクチン接種について執行部より説明願います。

○**水田健康増進課長** お手元の新型コロナワクチン接種についてというペーパーをお願いしたいと思います。今定例会初日の全員協議会でも、オミクロン株対応ワクチンについて御説明をさせていただいたところでございますが、まだ情報として全く決まっていななかでしたので、非常に中途半端な情報でございました。オミクロン株ワクチンについては、昨日の国の審議会でも正式に決まりまして、接種の実施期間も来年の3月31日までというところが、昨日やっと国から提示がされたところでございます。そのようななか、報道等でもオミクロン株対応ワクチンについては、様々な情報が決定されていないなかでも、出ているところでございますので、本日御説明をさせていただきたいと思います。先日の全協の中でも御説明をさせていただいたとおり、オミクロン株対応ワクチンについては、2回目接種が済んだ方を対象に進めていくという内容で、間違いがございました。当分の間は、2回目接種が終わった方を対象に、1回接種を行うという内容でございます。それは、先日お示しさせていただいた想定の内容と同じでございました。昨日、令和5年3月31日までとの実施期間が出たことを受けまして、土浦市の集団接種会場において、オミクロン株対応ワクチンの接種開始を、10月3日の

予約開始から始めまして、接種については10月8日土曜日から、イオンの会場でオミクロン株対応ワクチンの接種を開始させていただきたいと思います。ただし、イオンの会場については、モデルナ社製のオミクロン株対応ワクチンの接種となりますので、対象の方は18歳以上の方となるものでございます。また、医療機関でも9月下旬に国からワクチンが配送されるということが伝わってきております。モデルナについては、9月21日に配送されることが伝わっておりますが、まだファイザーのワクチンが何日に土浦市に配送されるということは決定してございません。ただし、9月19日の週には届くということですので、遅くとも25日までにはファイザーのオミクロン株対応ワクチンは届くことを想定し、26日以降に医療機関に配送できるように、現在準備を整えているところでございます。そのようなことから、医療機関にも9月下旬からオミクロン株対応ワクチンの接種できる体制をとってください、という御連絡をさせていただいております。また、2点目の小児、5歳から11歳を対象とした3回目の接種につきましても、9月6日から接種ができるようにということで、国から示させているところでございます。こちらについては、予算を今回の定例会に第7回の補正ということで、最終日にあげさせていただきたいと考えてございます。しかし、もう接種が開始されているということでございますので、できることは先に手を打って対応していきたいと考えてございます。まずは、接種券の発送ができる体制を、すぐに作っていきたくて考えて、今準備を整えているところでございます。取り急ぎの体制となり、申し訳ございません。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ちょっと気になるのだけれども、1番は2価ワクチンなのでしょう。それだけ確認したいのだけれども。

○**水田健康増進課長** オミクロン株対応ワクチンというのは、従来株とBA.1に対応する2価ワクチンが、オミクロン株対応ワクチンという名称でございます。すみません、説明が足りなくて申し訳ございませんでした。

○**下村委員長** 新聞では、2価ワクチンとよく書いてあるのですね。ここには、オミクロン株対応ワクチンが2価ワクチンですと課長がおっしゃったけれども、みんなが分かりづらいのではないのという感じがしたのです。ここに2価ワクチンと入れられればなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○**水田健康増進課長** かしこまりました。正式な名称はオミクロン株対応ワクチンなのかで、ファイザー社製とモデルナ社製というのが、国からの説明書きのほうで用いられている言葉でございますが、報道等で2価ワクチンという言葉が出ておりますので、その表記も含めて、表現させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○**福田委員** BA.4、BA.5対応というのは、まだなのでしょう。

○**水田健康増進課長** 今、開発のほうが進んでおりまして、アメリカでは接種が開始されるというお話は、伝わってきております。ただし、まだ日本には契約も、もちろんこれから新しいワクチンが出る段階では、薬事申請をしていただいた後に、薬事承認とい

う手続が必要になってまいりますので、国がどのくらいのスピード感でその辺をやっていくのか。まずは、この2価ワクチンで、年末までにできる限り打っていくという方針を立てられておりますので、年内中はとりあえずこのワクチンで接種していくというかたちになると思います。ただし、1、2回目の方は、このワクチンを使えませんので、従来株のワクチンを使ってやっていきたいと考えてございます。

○**福田委員** 毎日夕方になりますと、NHKのdチャンネルをつけまして、今日は感染者が何人でしたというのをチェックするのですが、感染者の基準というのは、以前と変わっていないのですか。

○**水田健康増進課長** 新規陽性者というものは変わってございませんが、65歳以上の高齢者ですとか、基礎疾患がある重症化リスクのある人だけ、きちんと以前と同じように把握をして症状を確認していく。それ以外の年齢が低い方、基礎疾患がない方については、それぞれ個人で管理していただいて、具合が悪くなった時には、指定された連絡先に連絡を入れるというかたちになっておりますので、若い方などについては、数字の中で、市町村別の数が把握できていないという状況になります。

○**福田委員** 大分減っているのですよね。今までは、陽性者は全部報告していたというか、カウントしていたのですよね。それが、大分減ってきているので、市民といいますか、県民の方も変に安心してしまうことはないのでしょうか。

○**水田健康増進課長** 昨日の陽性者の全数は2,000人ちょっとで把握されておりますけれども、その中で個人個人を特定して、きちんと管理をしていかなければならないのが、二百数十人というかたちで、そこが全数把握と現状との違いになります。

○**矢口委員** 今回のオミクロン株対応ワクチンの流れの全体が良く分かっていなくて、基本的なことも聞いてしまってよろしいでしょうか。オミクロン株対応ワクチンは、ぱっと出てきた印象を受けていて、今までのワクチンと並行して、お医者さんのところでは打ち分けをしていくのかとか。あと、あるタイミングで、今は4回目が一般的には進んでいるのですよね。早く申込んだ人は対応でないワクチンで、ある日からうまくいくとオミクロン株対応ワクチンに変わっているというふうな感じなのではないでしょうか。

○**水田健康増進課長** 今のコロナワクチンというのは、オミクロン株対応ワクチンが出てきたことによって、以前のファイザー、モデルナ、ノババックス、一部アストラゼネカというのもありましたけれども、従来株ワクチンという名前になります。このオミクロン株対応ワクチンは、先ほど委員長がおっしゃられたとおり、2価ワクチン。従来のウイルスにも効きますし、BA.1のウイルスにも効くということで、二つの価値があるワクチンという名前になってございます。各医療機関では、まだ1、2回目の接種もわずかながら進んでいるところもございますので、こちらのワクチンを従来株のファイザーが中心になりますが、そちらで1、2回目の体制を取りながら、4回目未接種の方、3回目未接種の方は、こちらのオミクロン株を使って、主に打っていく方向になると思います。なので、昨日のニュースの中で、4回目を打ってしまったという人が、オミクロン株を待っていれば良かったという方も、なかにはいらっしゃるのかなと思いますし、4回目を控えてオミクロンを待たれている方も、なかにはいらっしゃると思います。な

ので、今予約をして4回目を打とうとした方が、これからキャンセルが発生するというのも想定して、従来のワクチンの廃棄というのが、これから増えていくというのが、想定されるところでございます。

○矢口委員　すごく分かりやすい説明をありがとうございました。要は、タイミングで新しい、古いがあって、世の中も混乱するでしょうし、無駄な廃棄をするワクチンも出てくるということですよ。

○水田健康増進課長　矢口委員のおっしゃるとおりで、オミクロン対応ワクチンがいつ頃我々のところに届くのかというのが、全くなかでしたので、10月のイオン会場は従来株のワクチンが先細りするのかなので、土曜日だけの接種体制を整えて進めておりました。それに合わせて、お医者さん、看護師さん、保健師さんを充てる配置を取ってきました。ただ、スピードが上がりましたので、土曜日だけという枠を変えることができないので、そのなかでできるだけオミクロン株対応ワクチンを使いながら、イオンの会場を進めていくと。3日の予約受付で、8日からおおむね1日65人。1瓶、1バイアルが5人なので、今64人の方が打てるような体制で、ぎりぎり一つのレーンでやらせていただいているので、65人の方を対象に打てるように、今は体制を整えているところでございます。

○矢口委員　分かりました。きっと予約を受ける段階で、対応される方は非常に大変だと思うので、そこはよろしく願いいたします。

○塚本保健福祉部長　今、矢口委員からの御質問で、次の委員会で広報つちうらの上旬号、10月上旬号でお載せするチラシをお見せします。そのチラシを御覧になると、一番表面に1回目、2回目の人、3回目の人、4回目の人、年齢という表を作って、何が打てるのかみたいな表を、分かりやすく作りましたので、次の委員会の時に御覧いただければ、ますます分かるかなと思います。現状、もう今からは従来株から切り替わっている感じですね。私が行っているかかりつけ医でも、従来株のほうが入らなくなっているという今ではもうはっきりと待っている状況ということです。以上でございます。

○下村委員長　従来株のワクチンは、新聞で70万回くらい破棄をしたと、茨城県。そういうことを言っていますけれども、実際には1、2回を接種していない方は、従来のワクチンを接種しなければいけないわけでしょう。だから、その辺の無駄も多いのだけれども、常に供給しないと使用期限というのがあるのでしょうか。そこも含めて、市内の医療機関には、きちんとした対応をしていただかないと駄目なのだと。例えば、2回目まで接種していない人口はどのくらい数があるのかとか、その辺も考えていかないと、頭の中に置いておかないと、駄目だということですよね。そういったことも含めて、対応はよろしく願いしたいなというふうに思います。

○水田健康増進課長　各医療機関でキャンセルが出た場合には、対策室に御連絡をいただいて、キャンセル待ちですとか、打てる対象の方をお伝えしておりますので、市への協力医療機関は今、廃棄はものすごく少ない状況だと思います。茨城県で廃棄するモデルナのワクチンは、9月中旬に期限を迎えるもの。10月に入ると、茨城県の大規模接種はやめますので、廃棄がでるという内容になっていると思います。

○**下村委員長** 県の大規模接種会場で、1回ほど打ったのですね。すごくいいですね。個人の医療機関よりもすごく素早いし、対応もすごくしっかりされているので、これが無くなった時には、今度のオミクロン株対応ワクチンをやる時には、どのような感じなのだろう、イオンモール土浦。私は、市の接種会場に行っていないので、分かりませんが。県となんとなく同じような感じの雰囲気で行けるといえることですか。いかがでしょうか。

○**水田健康増進課長** 10月中は先ほど申しあげましたとおり、土曜日に10時45分から12時45分の枠の中で、65名を打っていくという流れしかもう取れないのですが、11月は花火大会が1週目にありまして、2週目が予備日なので、3週目以降は1、2回目と同じ、最初の2時間で90名、午後の2時間で90名という一番多い状態を、イオン会場で復活させていただきたいと思っております。ただ、茨城県でやっていただいた大規模会場が無くなるのは、我々にとっては、市内の医療機関にとっては、非常に負荷が掛かる部分だとも思います。できれば、復活をしていきたいというふうには考えてございます。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** つぎに、高額介護サービス費の追加支給について執行部より説明願います。

○**塚本高齢福祉課長** 資料①、公費負担医療対象者の高額介護サービス費の追加支給についてをお願いいたします。はじめに、高額介護サービス費の制度について御説明いたしますが、複雑な制度となっておりますので、なるべく簡潔にして御説明したいと思います。介護保険制度におきましては、介護費用の負担が高額になることや、所得の低い方などの経済的負担が大きくなるように、月当りの利用者の負担額に上限が定められており、その上限額を超えた分については、高額介護サービス費として払い戻しができる制度となっております。そして、この介護サービスの一部のサービスにつきましては、難病患者などの公費負担医療対象者も利用できることになってございまして、そのサービス利用の際の自己負担分については、高額介護サービス費に含めることができることになってございまして、それが含まれていないことが判明したため、その分を追加して算定し、追加支給をするというものでございます。それでは、今回の経緯から説明いたします。1の経緯に記載のとおり、昨年12月に、厚生労働省から、公費負担医療対象者の高額介護サービスの算定事務について、適切に行われているか確認するよう事務連絡が届きました。こうしたことから、算定システムの提供者である茨城計算センターに確認をいたしました。この時の計算センターの回答は、計算は適切に行われているとのことでしたが、本年4月に、改めてシステムに誤りがある可能性があるとの報告が計算センターからございました。このため、本市におきましても、システムの計算結果を検証したところ、一部の公費負担医療対象者の自己負担分が、高額介護サービス費の算定から漏れているということが判明したところでございます。2の対象者及び支給額ですが、本市におきましては、8世帯11名の方が対象となり、追加支給の合計額は

12万5,516円となります。追加支給対象期間につきましては、令和元年12月分から令和4年3月分まででございます。3の原因ですが、茨城計算センターから提供されているシステムの計算に、公費負担医療対象者の自己負担分が算入される仕様になっていなかったため、算入誤りが生じたものです。なお、この仕様につきましては、国保連が中央会から示された内容に基づき、計算センターがシステムを作成したものととのことであります。4の今後の対応でございますが、対象者にお詫びと説明を行いまして、速やかに追加支給を行いたいと思います。財源は、給付費として高額介護サービス費から支出します。なお、通常の給付費と同様、国、県の財源も入ってございます。5の再発防止についてですが、制度改正等によるシステム更新時においては、適用要件等の確認を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。なお、冒頭申し上げました、厚生労働省からの事務連絡で確認した結果でございますが、本年1月26日時点での国からの連絡では、3分の2程度の保険者、3分の2程度の市町村と考えていただいているかと思いますが、算定誤りがあったとの報告をいただいております。また、県内の状況でございますが、笠間市、牛久市において、すでに誤りについて公表しているところであり、茨城計算センターのシステムを導入している取手市においても、近々投げ込みを行うとのことでありますので、本市におきましても、記者クラブへの情報提供を行いたいと考えております。以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** 今の説明を聞くと、最初に厚労省が算定事務について確認依頼があったということは、厚労省自身も算定事務についての自信がなかったか何かだと思っておりますね。それを計算センターに確認して、適切に行われている回答を計算センターが出してしまったと。ところが、改めて誤りの可能性があるという報告された。市でも計算結果の検証、これは大変だったと思うのですが、そこで漏れが判明したということで、よく確認しましたねと評価すべき部分なのですが、問題は、茨城県計算センターは結構いろいろな市の業務をやっている、市も信頼しているから、毎回毎回、契約案件でもなんでも計算センターの案件を、我々議会でも承認しているところなのですから、ここの対応の部分だけを読んでみると、若干茨城計算センター自体にあぐらをかいている部分があるのではないかなと気はするのですよね。ここから質問なのですから、茨城計算センターに代わるような業者というのは、県内に存在しているのですか。

○**塚本高齢福祉課長** 簡潔に申し上げますと、ほかにシステム提供をしている業者があるかという点につきましては、ほかにもございます。それで、今回の事象につきましては、茨城計算センターについては、国保連は中央会から、中央会は厚労省との調整の中で、仕様書が定められていると。これが中央会から連合会、連合会から茨城計算センターに仕様書が流れてきていると。この仕様書の中身とシステムの中身というのは、寸分狂いなく、システムが構築されていると、間違っていなかったということなのです。端的に言えば、そもそもの仕様書の中に、算定するような様式になっていなかったというのが現状でございます。そういったことから当初の12月の段階で計算センターに確認をした時には、仕様書のとおりで作ってあって、計算した結果は仕様書のとおりで間違い

がないという返事をいただいたところでございます。その計算センターのシステムについて、あぐらをかいてしまったのではないかという点でございますが、公費負担医療対象者というのは、非常に珍しいケースといたしますか、非常に数が少ない事象でして、そういったことから、最後のところで全国3分の2の自治体でも間違っているということで、なかなか間違いまでは見つけられなかったというのが現状でございます。

○鈴木委員 プレスリリースをするよということであれば、その辺をよくマスコミの方に説明をして、責任の所在が市ではないのだよというところは強調してほしいし、計算センターがミスしたのか、国保連がミスをしたのかということになってくると思うので、そこはしっかりとマスコミにも説明してください。

○塚本高齢福祉課長 鈴木委員のおっしゃることを、十分理解しまして、マスコミの対応をしたいと思いますが、やはりそれぞれの保険者という立場で今回の事象を発表いたしますので、やはりその部分は誤りがありましたということで、御迷惑をお掛けしましたというのが、よその市でもそういう公表の仕方をしているものですから、同じような説明にしていかなざるを得ないのかなど。そのなかで、記者から何で間違えたのかと原因のところを追及されてきた場合には、ただ今申しあげましたような仕様書に基づいたもので作っております、それを正しくしてしまうと、国保連との突合が合わなくなって、毎月エラーが出てしまうということもありますので、そのへんのところは国保連の仕様書を変更してもらわないと、計算センターから直せないのですという回答をいただいております。今の現状がどういうシステムになっているかという、公費負担医療対象者の自己負担分を手入力を入れて、再計算をして正しい数字を出すというかたちをしまして、毎月国保連との突合するシステムは従来のままという状況でございます、作業的にはひと手間加わることとなるのですが、そういったことで現状対応している状況でございます。いずれにしても、マスコミ対応につきましては、原因について市の原因なのかというのがあれば、その点についてはきちんと説明をしておきたいというふうに考えてございます。

○奥谷副委員長 今のやり取りを聞いた上で、この経緯の部分を読んでいくと、これをそのまま読んでいくとどこに原因があるのかというのが、やっぱりマスコミはこれを基に推測して、記事にすると思うのです。もし、可能であれば3行目のシステムの提供者である茨城計算センターに確認をしたところ、仕様書どおりシステムは作動し、適切に行われている旨の回答をもらったと。その一言を入れるだけで計算センターでも間違っていないのだと。市でもそこに責任がないのだと、おのずと分かると思うので、その一言を入れることで、大分マスコミの捉え方は違うのかなと聞きながら思ったのですが、その辺を御検討いただけると。

○塚本高齢福祉課長 まさに今おっしゃっていただいたとおりかと思っておりますので、仕様書のとおりシステムが稼働しておりということを、付け加えたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○塚原委員 昨日確認すればよかったのですけれども、今、3分の2の人がおかしいよと。ただ、仕様書は上から下りてきて、全市町村がやっていて、結局3分の2ではなく、

本当は全体だったのではないかと。3分の2の人が間違っていたよと言うけれども、3分の1の人も、たまたま対象者がいなかったから出てこなかっただけで、全市町村の全システム会社が、同じようにやっているわけだから間違っていたのですよね、結局。だから、仕様書一つをとって、先ほど鈴木委員から、いろいろな会社はないのですかと。結局、いくつか会社があって、その会社も全部間違っていたわけではないですか。ということは、今、奥谷副委員長からあったようなかたちで、説明の仕方を考えたほうがいいのかなと。結果的には、仕様書一つで全市町村がやって、本当は対象者がいれば全部間違えていたのだということは、ある程度認識しておいたほうがいいのではないかなと。3分の2というと、茨城計算センターと極一部のところだけ間違えていたみたいな感じになってしまうのではないですか。茨城県でもゼロのところがあるわけで。そこは、たまたま対象者がいなかったというだけでね。その辺も踏まえて、説明を入れていただければいいのかなと思います。これは、要望だけなので。

○塚本高齢福祉課長 この3分の2というのは、先ほども御説明いたしましたが、1月23日に照会文が発せされて、すぐに回答して、国から翌年1月26日時点で3文の2なのですね。その3分の2が間違っていましたという時には、土浦市は間違っていないと回答していて、3分の1の間違ってないところなのですが、改めて検証していった結果、やはり間違っていたということでしたので、塚原委員のおっしゃるとおり、3分の1が間違っていないというよりは、ほぼほぼ全国で間違っているのではないかなという事は推測されます。話を少し戻してしましますが、先ほど鈴木委員から計算センター以外にもないのかというお話がございまして、塚原委員からもそういうところを間違えているのではないかというお話がございました。まさしく、ほかのTKCであったりとか、日立システムズ、両毛システムズといったところについても、同じようなシステムを提供しているようですが、やはり仕様書は同じものを使っておりますので、同じように間違えていたと。間違えていたというか、仕様書どおりには作ってありますけれども、結果的にはそのとおりに作っていると間違える仕様書になっていますので、間違っていたということでございますので、その辺のところの記者対応につきましては、十分に注意をしてみたいと考えてございます。

○下村委員長 私から。悪くない訳なので、ありのままを述べればよいと思うのですよ。どこが悪いではなくて、読者が判断しますから。そのほうが、誰も悪くならないです。ほかに質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、後期高齢者医療被保険者証台紙部分の記載誤りの対応について執行部より説明願います。

○刈山国保年金課長 資料②-1をお願いいたします。後期高齢者医療被保険者証台紙部分の記載誤りの対応について御説明いたします。1番の記載誤りの内容でございますが、後期高齢者医療の保険証につきましては、御存じのとおり毎年8月1日に更新され、今年度も既に郵送しておりますが、御案内のとおり、10月1日から窓口負担割合の変更により、2割負担が導入されるため、改めて広域連合で保険証を封入封かんしたもの

を、各市町村から全員に送付することとなっております。この10月1日からの新たな保険証の送付にあたり広域連合は、窓口負担割合が2割に変更となる方には、保険証にお知らせを同封、窓口負担割合が2割負担以外の方には、保険証のみを送付し、お知らせは同封しないこととしていました。しかしながら、窓口負担割合が2割負担以外の方は、お知らせが同封されていないにもかかわらず、送付した保険証の台紙部分に、お知らせが同封されていると、下の網掛けの文章のとおり記載されているとの連絡が広域連合からあったものでございます。2番の対応といたしましては、広域連合からの通知連絡から発送予定日までに時間がないことから、封を開けることはできないため、ラベルに、台紙部分に記載誤りがある旨を記載し、封筒前面に貼付して、お送りいたしました。また、市ホームページに掲載し、広域連合ホームページへリンクさせております。資料②-2を御覧ください。台紙のついた保険証と送付用の封筒でございます。保険証の上の部分をお見ください。太字で「後期高齢者医療被保険者証です。」という文言の下に、小さくなっているのですが、「詳細は同封の「後期高齢者医療被保険者証（保険証）の交付について」をご覧ください。」との文言が、2割負担の方以外にも誤って記載されているものです。この例に出しているのは、負担割合を見ていただくと、下にあるのですが、1割の方にも実際にこうやって記載がされているというものでございます。資料②-2の下部分に封筒を載せてございます。ラベルも写真なので見づらいのですが、「保険証の台紙部分に記載している「詳細は同封の「後期高齢者医療被保険者証（保険証）の交付について」をご覧ください。」は記載誤りのため、お知らせは同封されていません。なお、保険証はそのままお使いいただけます。」と記載して、封筒前面に貼付いたしました。なお、資料②-3は、2割負担者に同封したお知らせでございます。資料②-1にお戻りください。参考として、経緯と発送数を記載いたしております。保険証につきましても、簡易書留で送付しておりますので、郵送に時間を要するため、事前に郵便局と協議して、日程を決めているところでございます。発送数の②の2割負担者以外、1万6,747通にラベルシールを添付しているところでございます。なお、このラベルシール代につきましても、特別対策補助金として、広域連合から交付される予定です。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** これも広域連合のミスなのですか。

○**刈山国保年金課長** こちらも広域連合の発注ミスでございます。広域連合では、当初1割、2割、3割の全部の負担者に案内書を入れるというような予定をしていたところでございます。これが7月に国から、負担割合については2割の方、2回目に出した時に、2割負担以外の方に2割のお話をすると、話がややこしくなるということですかね、そういうので、2割の方だけ出せばいいですよというような通知があったらしいのですね。それで、2割負担の方だけにするというようなことで決めたいのですが、その時に、1割、3割の方の文章を直さなかったというようなミスでございます。

○**鈴木委員** 1割負担が2割になるということは、倍になるわけですよね。それだけで、お年寄りには怒っているし、なおかつ、送られてきた通知文に対しての理解が、なかなか

難しい年齢層に発送するわけですよね。だから、その辺も広域連合があって、事務を一元化してやっているとはいえ、常に最前線に立たされているのは、市町村の職員の皆さんなので、広域連合にみっちり文句を言っておいたほうがいいです。

○矢口委員 このシールを貼る方というのは、2割以外の方ですよね。ということは、シールが貼ってある、貼っていないということで、封筒の外からこの方は2割なのか、1割、3割なのかというのが分かることになると思うのですが、その件に関して特に問題はないですか。

○刈山国保年金課長 こちらにつきましては、負担割合については、一切記載の内容からは分からないかと思っております。これは、内部で御説明の時には、そういう御説明をさせていただいておりますけれども、実際は表に向かってこういうシールを貼りましたということは、ホームページにも載せてはございません。ホームページには、あくまで記載があるにもかかわらず、入っていないですよということを、市のほうには載せさせていただいて、そこから広域連合の謝罪ということで、御迷惑を掛けましたというような内容のものが載っているのです。実際にホームページに載せているのにも、令和4年10月1日からの被保険者証の台紙部分の記載誤りについて、ということで書いたタイトルで、「10月1日から使える被保険者証の窓口負担割合が1割及び3割になる方につきましては、被保険者証の台紙部分に、「詳細は同封の「後期高齢者医療被保険者証（保険証）の交付について」をご覧ください。」と記載されておりますが、これは記載誤りのためお知らせは同封されておられません。詳しくは、各リンク先を御覧ください。」ということで、リンクで飛ぶようなかたちでシールを貼って送付していますというような文言は載せておられません。

○塚本保健福祉部長 補足ですが、このシールが貼ってある話をお伝えしているのは、市長と副市長、文教厚生委員会の皆様だけですので、そういう意味では分かってはおりませんので。

○矢口委員 今まで記者発表の話を散々話してきたので、こちらと勘違いしていました。了解です。

○下村委員長 御懸念のところは、個人情報みたいなものかと思うのですね。自宅に届いた時には、2割の人は厚みが厚い。1割、3割の人は何にもないという。そういうことになると思います。

○矢口委員 厚みが違う。

○下村委員長 厚みが違う。

○目黒委員 1割、3割の方が入っていないということで、本来だったら何が入っているのだと、文面を見たいから送ってほしいとか、そういった問い合わせとかも無きにしも非ずだと思うので、そういった場合。

○刈山国保年金課長 誠に喜ばしいことに、そういったことはまだ入っていない。実際に13日からお手元に届いておまして、13日、14日、今日の午前中の様子を効きますと、2割になったことの説明を求める、いわゆる苦情等はございましたけれども、記載がないことで、何が入っていたのだとか、そういうお話はまだいただいていないよ

うな状況でございます。実際に何が入っていたのかというお話がありましたら、1回目に全部の内容を説明している文章をお送りしておりますので、そちらのほうを見ていただく。ないしは、ないということであれば、もう一度必要ということであれば、お送りするというような対応を取りたいと思っております。

○下村委員長 再確認ですけれども、多分1割の人が2割になったというのは、何名くらい増えましたか。

○刈山国保年金課長 当初、送付が1万6,747人と。これは、差し替えとかもしておりますので、8月12日現在、1割の方が1万5,174人、3割の方が1,477人、2割の方が5,325人ですので、約24.2パーセントの方が2割負担というようなかたちになっております。

○下村委員長 増加したのが。

○刈山国保年金課長 1割から2割になったのが、5,325通出していますので。

○下村委員長 5,325名。

○刈山国保年金課長 5,325名が、1割から2割になった方です。

○下村委員長 世帯収入は、300万円でしたよね。

○刈山国保年金課長 世帯内75歳以上の方のうち、課税所得が28万円以上の方がいるか、いないかで考えています。

○下村委員長 世帯ですよ。

○刈山国保年金課長 はい。これは世帯です。世帯内75歳以上の方のうち、課税所得が28万円以上の方がいるか、いないかで変わってくるのですが、こちらにつきましては、文教厚生委員会の5月30日の資料だと思いますが。

○下村委員長 すごく疑問に感じて、後期高齢医療広域連合の議会で、質問をされた方がいるのです。高齢に関して、すごい駄目だって。だから、それで再確認をしたのです。

○刈山国保年金課長 5月30日の資料の中に、窓口負担2割の対象になるかどうかの主な判定の流れというのを、前回御説明させていただいた時に、付けさせていただいております。

○下村委員長 要するに、世帯だから。世帯内75歳以上の方のうち課税所得が28万円以上の方がいるかなんて言ったって、よく分からないのですよ。実は、課税は。家族の中に、年収を全部合わせてみたら、年金収入プラスその他の所得の合計が320万円以上かという、そこにしても世帯全員が2割になってしまいますよと、そういう表記でしよう。そこら辺を突いていましたよ。要するに、世帯で考えて言ってくれと。そういうことを言っていました。

○刈山国保年金課長 こちら、28万円を単純計算しますと、大体年金収入で181万円になってくると思います。これは、単純計算ですので。

○下村委員長 二百何十万と言っていなかった、最初。夫婦で。

○刈山国保年金課長 御夫婦の場合は、扶養に入ってきますので、ちょっと資料を持っていないので、約33万円控除が入ったと思うのですが。そうすると214万まで延びるというようなかたちになります。

○下村委員長 苦情が来た時には、そういう説明をすることが大変だなということをお願いしたかったのです。よろしくお願いいたします。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で保健福祉部から提出された資料の説明は終了しました。その他何か執行部からありますか。

(「ごぞいません」の声あり)

○下村委員長 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で文教厚生委員会を閉会します。お疲れ様でした。